

災害時における自動販売機商品の無償提供に関する協定書

東京都板橋区（以下「甲」という。）と、（以下「乙」という。）は、
甲乙間において令和7年4月1日付けで締結した「区有財産有償貸付契約」（以下「貸付契約」という。）に基づき設置した自動販売機内の清涼飲料水に係る無償提供の取扱いについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害等（以下「災害」という。）の場合において、貸付契約に基づき設置した自動販売機内の清涼飲料水の無償提供の取扱いについて定めることにより、乙が自動販売機を設置した施設（以下「本件施設」という。）の来場者、職員、関係者（以下「利用者」という。）の飲料水の確保に関する支援体制を確立し、もって利用者の安全確保に資することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害の場合において災害対策本部を設置し、災害応急対策業務を実施する場合又は本件施設が避難所として利用される場合において、乙の協力を必要と判断した場合は、この協定に基づき乙に対して書面で協力を要請する。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等で協力を要請することができることとし、後日速やかに書面を交付する。

（協力内容）

第3条 乙は、前条の要請があったときは、次の各号に掲げる事項について協力する。

- (1)本件施設内の自動販売機の取扱いについて甲に必要な助言を行い、又は自動販売機の操作を行うこと。
- (2)本件施設内の自動販売機内の清涼飲料水を無償提供すること。
- (3)その他、甲乙協議のうえ必要と認めたこと。

2 乙は、前項各号に定める事項を履行するために必要な物品、操作方法を明記した書面等をあらかじめ甲に提出しなければならない。

3 甲は、前項の提出物品等を厳重に保管しなければならない。

4 乙は、本件施設の管理者が地方自治法（昭和23年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者である場合についても、甲が本件施設の管理者である場合と同様の協力を行うものとする。

（努力義務）

第4条 乙は、災害時にこの協定の目的を達成するため、板橋区地域防災計画に基づき甲が実施する災害応急対策業務に可能な限り協力しなければならない。

（有効期限）

第5条 この協定は、貸付契約の開始日から満了となる日又は解除された日までを有効期限とする。

（費用負担）

第6条 この協定の履行に関して必要な費用は、すべて乙の負担とする。ただし、甲の承認を得た費用については、この限りでない。

(協議)

第7条 この協定に関して疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保管する。

令和 年 月 日

東京都板橋区板橋二丁目66番1号

甲

東京都板橋区

板橋区長

坂本 健

乙